

証券コード 4438

2026年3月13日

(電子提供措置の開始日 2026年3月6日)

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目11番1号
株式会社 Welby
代表取締役 **比 木 武**

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.welby.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、銘柄名で当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」をご確認いただき、2026年3月27日(金)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月30日(月曜日) 午前10時
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
ベルサール東京日本橋4階 Room G

3. 目的事項

報告事項

1. 第15期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

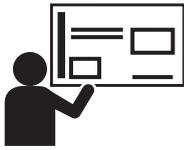
第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

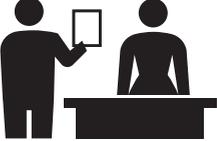
【株主の皆様へ】

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
2. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。
3. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は下記事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結貸借対照表
 - ・連結損益計算書
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
5. 株主総会終了後、引き続き同会場にて、株主の皆様当社へのご理解を深めていただくため、事業説明を含めた懇談会を開催いたします。お時間の許す限りぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。

 <p>インターネットで議決権を行使する方法</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年3月27日（金） 午後5時完了分まで</p>	 <p>書面で議決権を行使する方法</p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年3月27日（金） 午後5時到着分まで</p>	 <p>株主総会にご出席する方法</p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2026年3月30日（月） 午前10時</p>
---	--	--

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

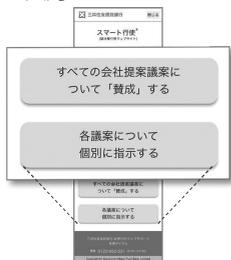
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがP C向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、P C向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、内需及びインバウンド需要拡大により社会経済活動が進んでおります。

当社グループについて、主たる事業領域であるPHR(パーソナル・ヘルス・レコード)関連業界においては、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となり超高齢社会を迎えている状況の中、給付と負担のバランスを図りながら制度の持続可能性を確保するための医療制度改革が進む一方、高齢化に伴い慢性疾患罹患率が増加し、日常生活の中で生活の質(QOL)の維持・向上を図っていく必要性が高まるなど医療に対するニーズの変化が着実に進みました。

また、医療資源の不足等により医療機関による患者への遠隔モニタリングや平時から災害に備えたPHRを利用した地域住民の健康管理情報の活用の必要性の理解が高まっており、当社グループが進めるPHRサービスが社会的課題の解決策の一つとして認識されております。

このような事業環境の下、当社グループは「Empower the Patients」を事業ミッションとして掲げ、医療関係者をはじめ、製薬企業、医療機器メーカー等とともにPHRプラットフォームサービスの普及に取り組みました。

PHRプラットフォームサービスにおいては、政府が運営するマイナポータルに接続し、予防接種歴、薬剤情報及び特定健診情報の取得・閲覧が可能となりました。これにより、患者(個人)はもとより、保険者(健康保険組合・市町村国保・共済組合・協会けんぽ)など健康維持改善を支援する団体や医療機関等が様々な保健医療情報(健診・予防接種情報、レセプト・処方箋情報、電子カルテ・検査情報など)とライフログデータ(日々の食事の内容やカロリー、血圧や血糖値など)にシームレスにアクセスでき、運動管理、健康維持、服薬管理、医療従事者による患者の健康状態や治療状況の把握・介入などの目的で活用できるようになります。

また、PHRサービス事業を展開する企業と共に多様なステークホルダー間の協調を促進し、PHRサービス産業の発展を通じて、国民の健康寿命の延伸や豊かで幸福な生活(Well-being)に貢献することを目的として「PHRサービス事業協会」に参画しております。本協会の執行役として、またPHRサービスのリーディングカンパニーとし

て、さらなる利便性を追求し、患者の同意を前提とした上での医療データポータビリティを促進するため、ステークホルダー（医療機関関係者・学術機関・行政など）との対話を重ね、患者の皆様にいっそう安心してご利用いただける医療環境の構築を目指しております。

当社、中部電力株式会社及び株式会社スズケンは、当社が持つPHRサービスを中心として、各社が保有するサービスを掛け合わせ、中部地区の地域住民への利用提案をはじめ、医療機関への診療効率向上につながるソリューション提案の自治体向けの提供を目指すとともに、中部電力株式会社のお客さまとの接点や株式会社スズケンの医療機関・医療介護従事者との接点を最大限活用し、三位一体となった「地域医療プラットフォーム」の構築による新たな価値の提供を目指して資本業務提携に基づく事業を推進しております。

・疾患ソリューションサービス

当社グループの疾患ソリューションサービスの売上高は製薬企業から受注を受けた既存PHRサービスの改修や機能追加による売上計上があったものの、当初想定案件の受注未達及びPHRサービス及び当社のPHRプラットフォーム案件の長期化による受注期ズレ等により337,282千円と、前年同期と比べて70,524千円(17.3%)の減収となりました。製薬業界全体のDX(Digital Transformation)は継続しており、顧客の需要は高いため、売上パイプライン拡充への取組を継続して実施します。

従来からの取り組みであるPHRを製薬企業の新薬プロモーションにおけるPSP(Patient Support Program)や臨床研究に必要なePRO(Patient Reported Outcome)データ収集ツールとして利用するなど、従前からの生活習慣病領域に加えて自己免疫疾患、オンコロジー、慢性疼痛等の多岐にわたる疾患領域において継続展開することにより、売上パイプライン及びPHRを利用する医療機関が全国で拡大しています。また、大学病院等と連携した臨床研究を推進するとともに、さらなるPHRの臨床実装を拡大しております。

オンコロジー領域においても、新たに製薬企業から新薬の症状・副作用モニタリングニーズが顕在化し始めており、PHRの実臨床利用や臨床研究利用の増加が見込まれます。加えて、従前からの医療機関等へマイカルテONCの普及活動を行うことにより、契約医療機関等は増加し、臨床実装は拡大しております。患者や医療従事者を含む、がん治療に関わるステークホルダーがマイカルテONCを利用することにより、患者の記録した日々の症状日誌や医療従事者の記録した治療データがPHRとして蓄積され、

がん治療領域におけるリアルワールドデータとして今後の治療・研究等の推進に利用されることを見込んでいます。

PHRプラットフォームを利用した疾患領域横断のPHRソリューションを展開することで、新たなマーケットを創出し、更なる売上パイプライン拡充を行います。当該PHRプラットフォームは複数案件で運用を開始しており、毎月安定的な収益を実現できております。

患者中心医療を実現するための新たな患者向け医療情報プラットフォームの提供を2026年3月上旬より開始いたします。本プラットフォームは、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の医薬品情報参照のための連携や専門企業との強固な連携により、確かな医療情報をワンストップで提供します。WelbyのPHRサービスと高度に融合することで、患者様一人ひとりのライフログに最適化された情報を届ける「情報のコンシェルジュ」として機能し、患者様が自信を持って、前向きに治療と向き合える社会を共創します。

・ Welbyマイカルテサービス

当社グループのWelbyマイカルテサービスの売上高は、メディカルデータカード株式会社の子会社化に伴う売上計上及びPHRプラットフォームの要件定義及び開発等の売上計上により298,442千円と、前年同期と比べて178,205千円(148.2%)の増収となりました。基盤提供については、案件の大型化により受注リードタイムが長期化しておりますが、自社でPHRサービスを展開したい顧客の需要は高まっており、引き続き収益の拡大を見込んでおります。具体策としては、従来の生命保険会社や健保組合のみならず、ヘルスケア事業に新規参入する企業へのアプローチとして、定期的なWebinarを開催して新規顧客の発掘に努めております。

サービス普及の観点からは、広範な顧客網を有する株式会社スズケン、フクダ電子株式会社及びノバルティスファーマ株式会社などのパートナー企業との協業を重点地域においてより強化することや、大学病院や学会等との協業だけではなく、提携先である中部電力株式会社及び株式会社NTTドコモとサービス普及を推進しております。地域の内科診療所を中心としたかかりつけ医体制を強化し、重症化予防に貢献するために、新たに一般社団法人東京内科医会との連携に合意しております。中部電力株式会社とは、特に中部圏でのPHRの社会実装の加速、株式会社NTTドコモとはPHRを活用した各疾病領域における予防および重症化防止を目的としたサービス提供を行っております。引き続き、新たな医療機関への普及を積極的に行いながら、これまでに導

入を完了した医療機関を対象に実臨床におけるPHRの利用価値の訴求・情報提供を推進しました。また、糖尿病領域向けには株式会社三和化学研究所やアボットジャパン合同会社等の各血糖測定器メーカーとの連携により、糖尿病専門医に特化した普及や利用促進が加速しております。また、PHRと電子カルテ及び検査値データ等の連携推進を通じて医療の質的向上に寄与すると見込んでおり、PHRのデータポータビリティ実現に向けて更なる普及に取り組んでおります。具体的には、子会社であり、広範な検査会社とデータ連携機能を有するメディカルデータカード株式会社との協業を強化しております。Welbyマイカルテ利用者が登録したかかりつけ医療機関は2025年12月末時点で33,010施設（無料利用施設を含み、重複を除く）となっています。なお、2025年12月末時点で各アプリの合計ダウンロード数は約123万回に達しております。

更なるサービス普及のために、Welbyマイカルテのフルリニューアルを実施しました。本リニューアルでは、すでに広く活用されているPHRデータ管理機能に加え、ユーザーインターフェースと操作性の設計を根本から見直し、より洗練されたUI/UXを実現しています。さらに、国際標準HL7 FHIRへの準拠やクラウド連携の本格導入を通じて、個人と医療をつなぐデータ基盤としての信頼性・拡張性を大幅に高めています。また、マイカルテにおいてもWelbyのPHRデータ管理基盤である「WPDP（Welby PHR & Data Portability Platform）」を利用することにより、WPDP上で運用されている他の疾患サービスと連携ができるようになり、PHRデータ利活用の新たな標準的な基盤サービスとしての役割も担っていきます。マイカルテのデータがWPDP上で管理され、本人の電子的な同意に基づき利活用範囲を管理できるようになることで、医療機関、製薬企業、保険者、自治体、保険会社向けのサービスを更に拡張していきます。

パーソナライズ化されたヘルスケア事業を継続して推進するため、子会社である株式会社Welbyヘルスケアソリューションズにおいて、未病・予防を含む生活習慣病領域におけるPHRサービス利用の拡大とPHRを活用したサービス開発を推進しております。継続して保険者（健康保険組合・市町村国保・共済組合・協会けんぽ）向けソリューションの事業化に向けた活動を実施しており、既に複数の健康保険組合及び自治体の参画が決定しており、今後も参画する保険者数は拡大していく見込みです。また、具体的な協業として、株式会社NTTドコモの100%子会社である株式会社ミナカラと、PHRを活用したオンライン診療支援およびオンライン服薬指導等の医療DXに関する事業展開を図るために業務提携を締結しております。本提携の事業としてまずは、健保組合などの保険者向けに、オンライン上での医療アクセスからオンライン服薬指導・

調剤薬の宅配での受け取りまでを一貫してサポートする新たな仕組みを共同で推進してまいります。また、PHRとアボットジャパン合同会社が展開するフリースタイルリブレを活用した重症化予防事業の展開を開始し、持続血糖モニタリング（CGM）システムとのデータ連携を強化しております。今後、健診代行業者等のパートナー企業と連携し、PHR×フリースタイルリブレを活用した保健指導・健診パッケージの実装、自治体・保険者向けモデル事業の実装及び物販事業の展開等を加速していきます。中長期的には普及拡大とサービス開発の進展及び他社とのアライアンス等によりWelbyマイカルテが生活習慣病領域における業界標準となることを目指しております。

アライアンスの一環として、当社グループは日本生命保険相互会社との資本業務提携により、かかりつけ医ネットワークを活用したPHRソリューションの普及を推進し、未病・予防から医療現場に至る生活習慣病領域において双方が有するノウハウや資源を活用して、保険者（自治体・市町村国保・共済組合・協会けんぽ）、企業における健康経営・データヘルス推進に向けた課題解決を図っております。具体的には、産業保健領域における産業医（企業内診療所を含む）におけるPHRを活用した医療機関連携モデルの構築、保険者領域におけるかかりつけ医ネットワークを活かしたPHR活用による保健事業の効果的・効率的推進、及び医療機関領域におけるWelbyマイカルテの医療機関普及の推進によるかかりつけ医ネットワークの構築を行っております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は635,724千円(前年同期比20.4%増)、売上総利益については448,667千円(前年同期比18.1%増)となりました。

販売費及び一般管理費については、業容拡大のための開発投資を行いました。費用対効果を踏まえた費用の見直し等により901,495千円(前年同期比12.8%減)となりました。開発投資の内、プラットフォーム開発投資は、共通基盤での各種ガイドラインへの適用拡大、疾患治療向けPHRの患者UXナレッジの標準化、マイナポータルや予約決済システム連携などの機能整備、セキュリティ強化など、PHRプラットフォーム基盤の継続強化のための開発投資となります。当該投資による開発コストの低減により収益性は向上しております。今後、当該投資の促進により収益性の更なる向上及び基盤提供商材の充実による収益貢献を見込んでおります。

営業損失は452,827千円(前年同期は営業損失654,446千円)、経常損失は454,737千円(前年同期は経常損失655,726千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は当社の保有する固定資産(ソフトウェア等)について減損損失を計上したこと等により539,688千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失804,603千円)となりまし

た。この内、マイカルテやプラットフォーム開発などへの先行投資額は142,830千円となりました。

なお、当社グループは、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は101,234千円となりました。このうち、主要なものは、ソフトウェアへの投資98,427千円であります。

(3) 資金調達の状況

2025年12月1日に、株式会社Welbyは、第三者割当による第13回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、378,455千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、PHRプラットフォームサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① サービス強化

患者及び医療者(ユーザー)の治療プロセスの中で、より良いサービスを利用していただくため、ユーザーニーズに基づく、機能改修、UX※/UI※の改修、データ連携計測機器の追加、及び検査値等各種医療データ連携を絶えず強化しております。加えて、新たに開始したプラットフォーム基盤サービスの機能拡張や活用スキーム拡大を実施し、データポータビリティ社会の実現に向け、取り組んでまいります。

※ 「UX」とは、ユーザーエクスペリエンス (User Experience) の略で、「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験」を指します。

※ 「UI」とは、ユーザーインターフェイス (User Interface) の略で、「ユーザーの目に触れる部分又は使用する部分」を指します。

② サービス普及

当社グループの持続的な企業価値向上には、PHRアプリのユーザー数および医療機関における利用拡大が不可欠な指標であると考えております。各ユーザーにとって魅力あるサービスを継続的に提供することはもとより、ブランド知名度の向上や強固な顧客基盤を持つパートナー企業との連携を通じた普及拡大に注力してまいります。その具体策として、主要学会でのクリニカル・エビデンスの発表、戦略的な広報・広告活動、さらには機動的な事業提携を推進し、さらなる市場浸透を図ってまいります。

③ データの適正な取り扱い

当社グループが提供する患者向けPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の様々なPROデータ (Patient Reported Outcome: 医師による評価ではなく、患者自らが生活・健康状態・治療について、主に自記式質問票により、患者又は被験者から直接得られる情報を指します。) やマイナポータルから得られる健診データや予防接種データ等が蓄積されておりますが、要配慮個人情報を含む医療情報であるため、事業推進に当たっては適正な利用を図る必要があります。

疾患ソリューションサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上的情報共有のために、当該患者の個別同意を取得したうえで、患者のPROデータを医療従事者へ提供しております。製薬企業向けには、共同開発した対象サービスの利用患者数等の統計情報をマーケティング目的で提供しており、同意を得

ない各患者の個人情報及び要配慮個人情報については提供しておりません。

Welbyマイカルテサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のために、当該患者の個別同意を取得したうえで、医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証として、同サービスの利用患者数、記録データの統計情報（血圧、体重の平均値等）の提供をしています。学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供するサービスにおいては、学術利用目的であることを明示し、患者の個別同意を取得したうえで実施しています。

MeDaCaサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のために、当該患者の個別同意を取得したうえで、医療従事者から患者へ臨床検査結果等を返却しています。また、医療従事者からの指示に基づいて臨床検査会社から医療従事者に対して対象患者の臨床検査結果を返却し、その検査値を用いた疾患リスクシミュレーションのツールを提供しています。

上記のように要配慮情報含む個人情報の適正利用を担保することによりユーザーからの信頼を維持すると同時に、情報セキュリティの観点から安心してプラットフォームを活用いただけるよう、個人情報保護法、「3省2ガイドライン※」、「PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針※」、アメリカの「HIPAA法※」(Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996)等により求められるデータセキュリティ課題にも引き続き対応してまいります。

※ 「3省2ガイドライン」とは、医療機関や医療情報を取り扱う情報処理事業者等が準拠すべき総務省、厚生労働省、経済産業省各省が策定したガイドラインの総称を指します。

※ 「PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」とは、PHR (Personal Health Record) の適正な利活用が効率的かつ効果的に実施されることを目的に、経済産業省、厚生労働省、総務省各省がPHRサービス提供者のために策定したルールを指します。

※ 「HIPAA法」とは、アメリカにおける医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律。医療情報の電子化の推進とそれに関係するプライバシー保護やセキュリティ確保について定めた法律を指します。

④ 優秀な人材の確保及び育成

当社グループの業容拡大に向けては、雇用形態を問わず優秀な人材の確保と、成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しています。

そのため、優秀な人材の確保に向けて、ダイレトリクルーティングの活用を含めた採用チャネルの多様化、専門領域に特化した人材紹介会社との連携強化を積極的に推進してまいります。

人材育成においては、高い専門性と成長志向を持ち、自律的に行動できる人材を育成してまいります。特に、貢献意識が高く、当社のミッションに強くコミットできる人材には、責任あるポジションへの登用やプロジェクトへのアサ

インを通じ、自己成長の機会を提供します。

また、専門的な知識やスキルの習得に対する意欲が高い社員には、積極的な支援を行い、さらなる成長を促進してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループが持続的成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

⑥ PHR市場の創出および基盤確立

当社が注力するPHR領域は未だ発展途上にあり、市場の創出および基盤確立が重要課題であると認識しております。現状においては、PHR市場が十分に立ち上がっていないことから、事業機会の顕在化および安定的なマネタイズの実現には一定の時間を要する状況にあります。当該市場の持続的な拡大に向け、業界における当社認知の向上を図るとともに、有効性・経済性に関するエビデンスおよび導入事例の蓄積・開示を重点施策として推進してまいります。これらの取り組みを通じ、市場の健全な発展を促進し、将来的な収益基盤の確立および当社の競争優位性の確立を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第12期	2023年度 第13期	2024年度 第14期	2025年度 (当連結会計年度) 第15期
売 上 高	— 千円	575,496 千円	528,043 千円	635,724 千円
経 常 損 失	— 千円	438,840 千円	655,726 千円	454,737 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	— 千円	505,288 千円	804,603 千円	539,688 千円
1 株当たり当期純損失	— 円	64.51 円	98.61 円	65.21 円
総 資 産	— 千円	1,205,338 千円	1,167,243 千円	1,054,209 千円

純 資 産	— 千円	1,117,813 千円	838,339 千円	306,321 千円
1 株 当 た り 純 資 産	— 円	142.71 円	91.80 円	26.59 円

(注) 第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第12期	2023年度 第13期	2024年度 第14期	2025年度 (当事業年度) 第15期
売 上 高	1,050,994 千円	575,133 千円	486,546 千円	522,651 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	73,641 千円	△404,965 千円	△417,091 千円	△350,122 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	33,909 千円	△471,268 千円	△580,602 千円	△428,773 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	4.33 円	△60.17 円	△71.16 円	△51.81 円
総 資 産	1,395,516 千円	885,565 千円	1,041,668 千円	1,005,159 千円
純 資 産	1,274,118 千円	801,834 千円	745,256 千円	318,476 千円
1株当たり純資産	162.67 円	102.37 円	83.97 円	32.16 円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Welbyヘルス ケアソリューションズ	225,000 千円	93.4 %	生活習慣病（未病・予防を含む）領域における事業推進、事業基盤拡大
メディカルデータカード 株式会社	10,000 千円	50.0 %	健康・医療情報を一元的に管理するプラットフォーム・クラウドサービスの企画・開発・提供

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業	事業内容
PHRプラットフォームサービス事業	・疾患ソリューションサービス ・Welbyマイカルテサービス

(8) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	東京都中央区京橋一丁目11番1号

②子会社

名称	所在地
株式会社Welbyヘルスケアソリューションズ	東京都中央区京橋一丁目11番1号
メディカルデータカード株式会社	東京都中央区京橋一丁目11番1号

(9) 企業集団の従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44 名	10 名(減)	43.7 歳	3.5 年

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	200,000 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,275,552株(自己株式30株を除く。)
(3) 株 主 数 2,293名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
比木 武	2,840,200 株	34.32 %
株式会社スズケン	1,657,900	20.03
株式会社ブライトリックパートナーズ	449,300	5.43
中部電力株式会社	434,782	5.25
日本郵政キャピタル株式会社	354,700	4.29
姜 琪鎬	242,100	2.93
株式会社デジタルガレージ	180,000	2.18
株式会社ワン	120,500	1.46
株式会社キョーエン	86,800	1.05
サンエイトOK組合	77,400	0.94

(注) 持株比率は自己株式 (30株) を控除して算定しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第2回新株予約権 (2017年2月27日)	25個	普通株式 100,000株	無償	342円	2019年2月28日 ～2027年2月21日
第3回新株予約権 (2018年4月16日)	40個	普通株式 160,000株	無償	1,150円	2020年4月17日 ～2028年3月29日
第7回新株予約権 (2021年7月19日)	120個	普通株式 12,000株	554円	982円	2023年8月5日 ～2031年7月19日
第8回新株予約権 (2023年5月12日)	715個	普通株式 71,500株	無償	665円	2025年5月17日 ～2033年3月28日
第9回新株予約権 (2023年5月17日)	354個	普通株式 35,400株	322円	594円	2025年6月8日 ～2033年5月17日
第10回新株予約権 (2024年8月19日)	619個	普通株式 61,900株	229円	408円	2026年9月7日 ～2034年8月19日
第11回新株予約権 (2025年3月27日)	390個	普通株式 39,000株	無償	392円	2027年3月28日 ～2035年3月27日
第12回新株予約権 (2025年3月27日)	67個	普通株式 6,700株	無償	392円	2027年3月28日 ～2035年3月27日

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	第2回新株予約権	6個	24,000株	1名
	第3回新株予約権	10個	40,000株	1名
	第8回新株予約権	715個	71,500株	1名
	第11回新株予約権	390個	39,000株	1名
取締役 (監査等委員)	第2回新株予約権	8個	32,000株	2名
	第3回新株予約権	10個	40,000株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称	第 12 回 新 株 予 約 権	
発行決議日	2025年3月27日	
新株予約権の数	67個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,700株 (新株予約権 1 個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり 39,200円 (1 株当たり 392円)	
権利行使期間	2027年3月28日から2035年3月27日まで	
行使の条件	(注)	
使用人等への交付状況	当社子会社の取締役	新株予約権の数 67個 目的となる株式数 6,700株 交付者数 1名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- i 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役たる地位、当社若しくは当社子会社の執行役員若しくは使用人たる地位又は当社若しくは当社子会社の業務に協力いただく契約の契約上の地位が継続していることを要する。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ii 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。
- iii 本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ① 割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ② 割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
 - ③ 割当日の3年後の応当日から権利行使期間の末日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- iv 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
- v 本新株予約権者は、以下の①乃至③に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ① 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - ② 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - ③ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - ④ 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ⑤ 当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- vi その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

名 称	第 13 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2025年11月14日
新株予約権の数	10,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,060,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権 1 個当たりの発行価額	43円
権利行使時 1 株当たりの行使価額	当初行使価格 378円
権利行使期間	2025年12月1日から2027年11月30日まで
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント 株式会社
行使の条件	本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2025年11月14日）時点における当社発行済株式総数（8,275,582株）の10%（827,558株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

その他

①新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

②譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

③本契約における定め

上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。

< 新株予約権の取得請求 >

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前(2027年10月30日)の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額(43円)で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

④その他

前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

名 称	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行決議日	2025年11月14日
社債に付された新株予約権の数	25個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,000,000株 (新株予約権1個につき40,000株)
社債に付された新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの転換価額	378円(固定)
権利行使期間	2025年12月1日から2027年11月30日まで
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント 株式会社
行使の条件	本新株予約権付社債の転換により、転換に係る本新株予約権付社債の本社債権者(以下、「本社債権者」という。)が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権付社債の発行決議日(2025年11月14日)時点における当社発行済株式総数(8,275,582株)の10%(827,558株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換はできない旨の行使条件が付されております。
その他	<p>①転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、また、対象株式数も固定されており、価格修正条項付きのいわゆるMSCB やMS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>②繰上償還条項 当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還すべき日の2週間以上前に本社債権者に対し事前の通知を行うことにより、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払残高の支払とともに繰上償還することが可能となります。</p> <p>③譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>④その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	比 木 武	
代 表 取 締 役	山 本 武	
取 締 役	新 谷 将 司	
取 締 役	河 原 章	
取 締 役 (常勤監査等委員)	石 橋 太 郎	オフィス・ティー・アンド・エム合同会社 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 島 正 和	株式会社ブライトリンクパートナーズ 代表取締役 ネクスジェン株式会社 代表取締役 株式会社総医研ホールディングス 社外取締役 カーブジェン株式会社 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 本 直 也	松本直也公認会計士事務所 代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	假 屋 ゆう子	日本金属株式会社 社外取締役 関東電化工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）石橋太郎氏、松本直也氏及び假屋ゆう子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役（監査等委員）松本直也氏及び假屋ゆう子氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）松本直也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石橋太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、後記「(5) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。当該保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会にて定めており、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役ごとの総額の限度内で、取締役報酬については、代表取締役の提案により取締役会において各自の職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して算定しており、監査等委員報酬については監査等委員である取締役の協議により、監査等委員会において決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬の限度額について、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内、監査等委員である取締役は2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額限度内で、当社の業績を勘案したうえで各取締役の職務・職責・成果などの評価をもとに妥当性を判断したうえで、取締役会において決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査業務の分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の全員の同意により、監査等委員会において決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区分	人数(人)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	ストックオプション
取締役 (監査等委員を除く)	4	62,315	57,051	5,263
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	17,400 (14,400)	17,400 (14,400)	— —
合計	8 (3)	79,715 (14,400)	74,451 (14,400)	5,263 —

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 上記報酬等の額には、2023年5月12日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役1名に付与した新株予約権3,157千円(報酬等としての額)及び2025年3月27日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役1名に付与した新株予約権2,106千円(報酬等としての額)を含んでおります。当該ストックオプションの内容等は前記「3.会社の新株予約権等に関する事項」に記載しております。
 3. スtockオプションは新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	石橋 太郎	オフィス・ティー・アンド・エム 合同会社 代表社員	特別の関係はありません。
取締役	松本 直也	松本直也公認会計士事務所 代表	特別の関係はありません。
取締役	假屋 ゆう子	日本金属株式会社 社外取締役 関東電化工業株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して 行った職務の概要

地位	氏名	出席状況及び発言状況等
取締役	石橋 太郎	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、製薬業界において長年にわたり活躍し、当社事業と関連の高い分野における専門的かつ幅広い知識と経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、助言・提言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
取締役	松本 直也	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回及び監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
取締役	假屋 ゆう子	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、長年にわたる製薬業界での経験と、品質保証に関する豊富な知識と経験に基づき、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 ふじみ監査法人
(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年8月31日の取締役会にて「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態を確保する。
 - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・個人情報適正管理規程及び関連マニュアル等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
 - ・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取り締役に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ・取締役及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- e. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
 - ・監査等委員会の業務は内部監査担当が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として原則1名以上配する。
 - ・内部監査担当は、内部監査規程に基づき監査計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
 - ・当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は監査等委員会の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
 - ・当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得て行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの独立性を確保するものとする。
- f. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明示的に定める。
- g. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員は、内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設けるなど連携を深め、実効性のある監査を実施できる体制を確保する。
 - ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士又は公認会計士その他の専門家の助言を得て、法令順守を徹底する。
 - ・監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとする。

- ・ 監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

h. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役3名を含めた取締役8名で構成されておりますが、事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

② リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、コーポレート部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認いたします。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監

査に必要な情報の共有化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社 Welby
取締役会 御 中

ふじみ監査法人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 國井 隆
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 箕輪 光紘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Welbyの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Welby及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社 Welby
取締役会 御 中

ふじみ監査法人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 國 井 隆
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 箕 輪 光 紘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Welbyの2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社Welby 監査等委員会

監査等委員（常勤）	石橋太郎	㊟
監査等委員	中島正和	㊟
監査等委員	松本直也	㊟
監査等委員	假屋ゆう子	㊟

(注) 監査等委員石橋太郎、松本直也及び假屋ゆう子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会においてより機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	比木 武 (1973年8月19日生)	1996年4月 住友商事株式会社 入社 2007年9月 楽天株式会社 入社 2009年1月 株式会社メドピア 入社 取締役 COO 2011年9月 当社設立 代表取締役就任(現任)	2,840,200 株
	<p><取締役候補者とした理由></p> <p>比木武氏は、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
2	中野 暢也 (1969年12月16日生) 【新任】	1992年4月 持田製薬株式会社 入社 2001年1月 CTCラボラトリーシステムズ株式会社(現 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社) 入社 2016年6月 第一三共株式会社 入社 2022年11月 株式会社FRONTEO 入社 2023年10月 当社 入社	—
	<p><取締役候補者とした理由></p> <p>中野暢也氏は、ライフサイエンス分野での法人向け営業、事業開発の経験と知見を有しており、当社の企業価値の更なる向上に寄与できると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	し みず けん いち ろう 清水 健 一 郎 (1979年5月7日生) 【新任】	2004年5月 国立精神神経センター国府台病院 (現・国立国際医療研究センター国 府台病院) 入職 2006年4月 栃木県済生会宇都宮病院 入職 2015年4月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株 式会社 入社 2017年4月 ノボノルディスクファーマ株式会社 入社 2019年7月 アボットジャパン合同会社 入社	—
<p><取締役候補者とした理由> 清水健一郎氏は、医師、企業でのメディカル責任者としての経験と知見を有しており、各疾患領域での医療機関及び患者向け事業開発、メディカル戦略策定及び推進により、当社の企業価値の更なる向上に寄与することができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 比木武氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いし ばし た ろう 石 橋 太 郎 (1959年1月29日生) 【社外取締役候補者】	1983年4月 鳥居薬品株式会社 入社 1985年7月 ファルマシア株式会社(現 ファイザー株式会社)入社 2001年1月 株式会社ヴィスク 入社 2001年10月 TMマーケティング株式会社(現 株式会社インテージヘルスケア) 入社 2008年1月 オフィス・ティー・アンド・エム合同会社設立 代表社員 就任(現任) 2018年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	8,000株
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 石橋太郎氏は、製薬業界で長年にわたり活躍しており、業界及び経営に関する豊富な知識と経験を有しており、今後も当社の継続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人材と判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			
2	まつ もと なお や 松 本 直 也 (1974年6月18日生) 【社外取締役候補者】 【独立役員】	2000年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2008年1月 松本直也公認会計士事務所開設(現任) 2015年3月 当社監査役 就任 2016年8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	—
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 松本直也氏は、公認会計士として培われた豊富な知識と経験を有しており、また、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職責を適切に遂行できると判断しております。</p>			
3	かり や ゆ う こ 假 屋 ゆ う 子 (1960年4月15日生) 【社外取締役候補者】 【独立役員】	1983年4月 鳥居薬品株式会社 入社 2013年6月 鳥居薬品株式会社 取締役 就任(2020年3月退任) 2022年6月 日本金属株式会社 社外取締役 就任(現任) 2022年6月 関東電化工業株式会社 社外取締役(現任) 2024年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	—
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 假屋ゆう子氏は、長年にわたる製薬業界での経験と、品質保証に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識・経験により、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ひらの まさし 平野 雅史 (1971年8月10日生) 【社外取締役候補者】 【新任】	1994年4月 信金中央金庫 入社 2007年10月 楽天株式会社 入社 2014年2月 フロンティア・ターンアラウンド株式会社(現フロンティア・マネジメント株式会社) 入社 2021年4月 株式会社GCEインスティテュート(現株式会社illuminus) 取締役CSO・CFO就任 2022年12月 ひづるストラテジック・パートナーズ株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2023年6月 株式会社illuminus 代表取締役就任(現任)	600株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 平野雅史氏は、企業の経営戦略、資金調達及び財務管理に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識・経験により、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。
- なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 石橋太郎氏、松本直也及び假屋ゆう子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、石橋太郎氏は本総会終結の時をもって8年、松本直也氏は本総会終結の時をもって9年7ヶ月、假屋ゆう子氏は2年となります。
4. 当社は、松本直也氏、假屋ゆう子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、石橋太郎氏、松本直也氏及び假屋ゆう子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、石橋太郎氏、松本直也氏及び假屋ゆう子氏が原案どおり選任された場合には、同様に3氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、平野雅史氏が原案どおり選任された場合には、同様に同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
ベルサール東京日本橋4階 Room G



交通機関のご案内

- 地下鉄 銀座線、東西線、浅草線 日本橋駅B6出口 (駅直結)
銀座線、半蔵門線 三越前駅B6出口より徒歩約3分
- J R 東京駅八重洲北口より徒歩約6分

※本総会専用の駐車場は用意がございませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日 2026年3月6日

株主各位

第15回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社Welby

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	878,225	流動負債	359,691
現金及び預金	711,426	買掛金	37,786
売掛金	141,015	1年内返済予定の長期借入金	217,508
仕掛品	3,784	未払法人税等	8,757
その他	21,999	契約負債	56,363
		その他	39,275
		固定負債	388,197
		転換社債型新株予約権付社債	378,000
		長期借入金	10,197
固定資産	175,984	負債合計	747,888
有形固定資産	0	(純資産の部)	
建物	0	株主資本	220,009
工具、器具及び備品	0	資本金	1,167,250
無形固定資産	100,311	資本剰余金	1,486,636
のれん	100,311	利益剰余金	△2,433,812
投資その他の資産	75,673	自己株式	△63
投資有価証券	30,000	新株予約権	52,316
差入保証金	45,673	非支配株主持分	33,994
		純資産合計	306,321
資産合計	1,054,209	負債・純資産合計	1,054,209

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		635,724
売 上 原 価		187,057
売 上 総 利 益		448,667
販売費及び一般管理費		901,495
営 業 損 失		452,827
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,011	
そ の 他	20	1,031
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,829	
支 払 手 数 料	112	2,941
経 常 損 失		454,737
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	16,654	16,654
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
減 損 損 失	94,268	94,268
税金等調整前当期純損失		532,351
法人税、住民税及び事業税	1,660	1,660
当 期 純 損 失		534,011
非支配株主に帰属する当期純利益		5,676
親会社株主に帰属する当期純損失		539,688

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,167,250	1,486,636	△1,894,124	△63	759,698
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△539,688		△539,688
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△539,688	—	△539,688
当期末残高	1,167,250	1,486,636	△2,433,812	△63	220,009

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	50,323	28,317	838,339
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失			△539,688
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,993	5,676	7,670
当期変動額合計	1,993	5,676	△532,018
当期末残高	52,316	33,994	306,321

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社Welbyヘルスケアソリューションズ

メディカルデータカード株式会社

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、メディカルデータカード株式会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 6～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③収益及び費用の計上基準

当社グループの事業であるPHRプラットフォーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

開発サービスに係る収益は、主にアプリケーション開発・導入によるものであり、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を検収した一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

保守・運用サービスに係る収益は、顧客との保守契約に基づいて保守・運用サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守・運用契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、6年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	100,311千円
-----	-----------

当連結会計年度の連結計算書類に計上しているのれんは、連結子会社であるメディカルデータカード株式会社を取得した際に生じたものであり、取得時における将来事業計画に基づき算定された超過収益力であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

子会社株式の取得価額を決定するにあたり、売上高成長率やシステムの一体運営により提供可能となる新たなサービスの創出等一定の仮定をおいて策定された事業計画に基づき算定された企業価値により算出し、のれんの金額は、取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回った場合に、その超過額を計上しております。

のれんの減損の検討に当たっては、会社単位を基礎としてグルーピングを行っており、子会社の業績や事業計画等を基にのれんの減損の兆候の有無を判定しております。

② 主要な仮定

のれんの減損損失の計上にあたり、将来キャッシュ・フローを使用しております。

当該将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の主要な仮定は、過去の経営成績の実績を勘案した一定の売上高成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば将来キャッシュ・フロー見込額が減少する可能性があります。

のれんは、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌連結会計年度以降の計画において主要な仮定に変更が生じ超過収益力が低下したと認められた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産（のれん除く）の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産（のれん除く） 0千円

減損損失（のれん除く） 94,268千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損の検討に当たっては、当社グループでは、単一セグメントであることから全社の資産を一つの資産グループとして捉え、当資産グループにおける回収可能価額について事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより算出される使用価値により測定しております。

このような検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスの見込みであるため、回収可能価額を零で評価して減損損失を計上しました。

② 主要な仮定

減損判定に当たっては、取締役会により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りに基づいております。当該事業計画においては、受注見込件数を当社グループが現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注確度予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響

を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば将来キャッシュ・フロー一見込額が減少する可能性があります。

当連結会計年度の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 8,548千円

4. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 8,275,582株
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
普通株式 2,438,900株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に対する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社グループの与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、本社ビルの賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつ

きましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

長期借入金、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。また、転換社債型新株予約権付社債は新規事業開発及び新規投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	30,000	30,000	—
差入保証金	45,673	45,219	△453
資産計	75,673	75,219	△453
転換社債型新株予約権付社債	378,000	368,779	△9,220
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	227,705	226,180	△1,524
負債計	605,705	594,959	△10,745

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	711,426	—	—	—
売掛金	141,015	—	—	—
差入保証金	—	45,673	—	—
合計	852,441	45,673	—	—

(注2) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型新株 予約権付社債	—	378,000	—	—	—	—
長期借入金	217,508	10,197	—	—	—	—
合計	217,508	388,197	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	30,000	30,000
差入保証金	—	45,219	—	45,219
資産 計	—	45,219	30,000	75,219
転換社債型 新株予約権付社債	—	368,779	—	368,779
長期借入金 (1年内返済予定 の長期借入金含む)	—	226,180	—	226,180
負債 計	—	594,959	—	594,959

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

J-KISS型新株予約権等は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収見込み額を残存契約期間に対応する国債等の適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、当該転換社債型新株予約権付社債の元利金を同様の新規発行を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	PHRプラットフォーム 事業 (千円)	合計 (千円)
疾患ソリューション	337,282	337,282
Welbyマイカルテ	298,442	298,442
顧客との契約から生じる収益	635,724	635,724
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	635,724	635,724

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4) 会計方針に関する事項 ③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

なお、当社の顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権	182,930	141,015
契約負債	19,353	56,363

(注) 期首時点の契約負債19,353千円は当連結会計年度の収益として計上されてい
ます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 26円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 65円21銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	679,485	流動負債	308,682
現金及び預金	522,345	買掛金	33,181
売掛金	131,755	1年内返済予定の長期借入金	200,000
仕掛品	3,621	未払金	24,280
前払費用	13,817	未払法人税等	7,069
その他	7,944	未払消費税等	2,615
		預り金	4,120
		契約負債	37,415
固定資産	325,673	固定負債	378,000
有形固定資産	0	転換社債型新株予約権付社債	378,000
建物	0	負債合計	686,682
工具、器具及び備品	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	325,673	株主資本	266,160
投資有価証券	30,000	資本金	1,167,250
関係会社株式	250,000	資本剰余金	1,163,850
差入保証金	45,673	資本準備金	1,163,850
		利益剰余金	△2,064,876
		その他利益剰余金	△2,064,876
		繰越利益剰余金	△2,064,876
		自己株式	△63
		新株予約権	52,316
		純資産合計	318,476
資産合計	1,005,159	負債・純資産合計	1,005,159

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		522,651
売 上 原 価		158,853
売 上 総 利 益		363,798
販売費及び一般管理費		742,566
営 業 損 失		378,767
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	654	
業 務 受 託 料	30,570	
そ の 他	4	31,230
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,585	2,585
経 常 損 失		350,122
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	16,654	16,654
特 別 損 失		
減 損 損 失	94,268	94,268
税 引 前 当 期 純 損 失		427,736
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,036
当 期 純 損 失		428,773

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,167,250	1,163,850	1,163,850	△1,636,102	△1,636,102
当期変動額					
当期純損失				△428,773	△428,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	△428,773	△428,773
当期末残高	1,167,250	1,163,850	1,163,850	△2,064,876	△2,064,876

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△63	694,933	50,323	745,256
当期変動額				
当期純損失		△428,773		△428,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,993	1,993
当期変動額合計	—	△428,773	1,993	△426,780
当期末残高	△63	266,160	52,316	318,476

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	6～15年
-----------	-------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の事業であるPHRプラットフォーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

開発サービスに係る収益は、主にアプリケーション開発・導入によるものであり、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を検収した一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、検収時点で収益を認識しております。

保守・運用サービスに係る収益は、顧客との保守契約に基づいて保守・運用サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守・運用契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収

益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	0千円
--------	-----

減損損失	94,268千円
------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損の検討に当っては、当社では、単一セグメントであることから全社の資産を一つの資産グループとして捉え、当資産グループにおける回収可能価額について事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより算出される使用価値により測定しております。

このような検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスの見込みであるため、回収可能価額を零で評価して減損損失を計上しました。

② 主要な仮定

減損判定に当たっては、取締役会により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積りに基づいております。当該事業計画においては、受注見込件数を当社が現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注確度予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば将来キャッシュ・フロー見込額が減少する可能性があります。

当期の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,121千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
短期金銭債権 7,558千円

5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
営業取引以外の取引による取引高 30,570千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 30株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	514,755千円
減価償却超過額等	93,329千円
その他	20,689千円
繰延税金資産小計	628,773千円
評価性引当額	△628,773千円
繰延税金資産合計	－千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社Welbyヘル スケアソリューションズ	(所有) 直接93.4%	役員の兼任 運営受託	運営受託 (注2)	24,570	未収金	2,413
子会社	メディカルデータカ ード株式会社	(所有) 直接50.0%	役員の兼任 運営受託	運営受託 (注2)	6,000	未収金	550

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引金額については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類の「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	32円16銭
(2) 1株当たり当期純損失	51円81銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。